

建設業許可申請等に係る 押印の廃止について

佐賀県 建設・技術課



押印の廃止について

これまで、建設業許可申請及び変更届等の提出の際には申請書への押印をすることとされていましたが、

R 3.1.1 提出分から押印不要

となりました。

なお、既に押印済みの申請書類については、そのまま提出していただいで構いません。

押印が不要となる書類について（1）

申請書名・様式番号	
建設業許可	【様式第1号】建設業許可申請書
	【様式第6号】欠格要件に該当しない誓約書 誓約書（様式第6号）に係る確認票
	【様式第7号】常勤役員等（経管等）証明書 ※第2面～第4面含む
	【別紙】常勤役員等の略歴書 ※別紙一含む
	【別紙二】常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
	【様式第7号の3】健康保険等の加入状況
	【様式第8号】専任技術者証明書（新規・変更）
	【様式第9号】実務経験証明書
	【様式第10号】指導監督的実務経験証明書
	【様式第12号】許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
【様式第13号】建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	

【注意点】

★**経管等証明書（様式7号）や実務経験証明書（様式9号）など**

第3者証明が必要な場合は、これまで通り第3者の押印が必要です。

押印が不要となる書類について（２）

申請書名・様式番号	
変更届	<p>（表紙等）佐賀県決算変更届出添付書式</p> <p>【様式第22号の2】変更届出書（第1面）</p> <p>【様式第22号の3】届出書（経管・専技・不許可要件に該当したときの届出）</p> <p>【様式第22号の4】廃業届</p>
経審	<p>【様式第25号の11】</p> <p>経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書</p>
その他	<p>【紛争審査会】</p> <p>○紛争処理の申請書（建設業法第25条の10に掲げる事項）</p> <p>【証明書関係】</p> <p>○建設業許可証明書交付申請書 ○建設業許可更新中証明書交付申請書</p> <p>○経営事項審査結果通知書原本証明書交付申請書</p> <p>【建設機械抵当法関係】</p> <p>○建設機械（打刻/検認）申請書 ○建設機械に関する変更届</p> <p>○建設機械（滅失/解体）届 ○建設機械取得届</p> <p>【その他】</p> <p>○申立書、顛末書等</p>

押印が不要となる書類について(参考)

以下の建設業関連の申請についても押印は不要となりました。

申請書名・様式番号	
解体工事 登録	※建設リサイクル法関係 【別記様式第1号】 解体工事業登録申請書 【別記様式第2号】 誓約書 【別記様式第3号】 実務経験証明書 【別記様式第4号】 登録申請者の調書 【別記様式第6号】 解体工事業登録事項変更届出書 ○解体工事業廃業等届出書
(特例) 浄化槽工事 登録	※浄化槽法関係 【様式第1号】 浄化槽工事業登録申請書 【様式第2号】 誓約書 【様式第3号】 工事業登録申請者の調書 【様式第4号】 浄化槽設備士の調書 【様式第6号】 浄化槽工事業者登録簿謄本交付・閲覧請求書 【様式第7号】 浄化槽工事業登録事項変更届出書 【様式第11号】 特例浄化槽工事業者届出書 【様式第12号】 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書